

e-Tax(国税電子申告)・納税システムを始めませんか

平成23年分の所得税の確定申告書を本人の電子署名・電子証明書を付して、申告期限内に、e-Taxで行うと、最高4千円の税額控除を受けられます。e-Taxでの申告は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から行うことができます。e-Taxで申告すると、医療費の領収書や源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。また、e-Taxで申告された還付申告は早期処理(3週間程度)しています。なお、e-Taxでの申告には住基カード(電子証明書付き)が必要です。

▼注意
平成22年分以前にe-Taxでの控除を受けた場合には、控除は受けられません。確定申告期限から3年間は、医療費の領収書や源泉徴収票など添付書類の提出または提示を求められることがあります。詳しくはe-Taxホームページ(URL: <http://www.e-tax.go.jp>)をご覧ください。

▼東金税務署
(52)3121

東日本大震災により被害を受けた方(個人)を対象とした相談会を実施しますので、ご利用ください(別表)。
※書類等がなくても相談はできます

⑥平成22年分の確定申告書等の控え ※確定申告を済ませている方
⑦平成22年分の所得金額や所得控除額に分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など) ※確定申告を済ませている方

始めませんか「青色申告」

一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする方には、青色申告という、税制上有利な取り扱いが認められる制度があります。

▼青色申告の特典(主なもの)
①青色申告特別控除
②青色事業専従者給与の必要経費算入
③純損失の繰り越しと繰り戻し

▼青色申告の手続方法
「青色申告承認申請書」を、青色申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を始めた方は開業した日から2カ月以内)に税務署へ提出してください

▼東金税務署
(52)3121

青色決算説明会

所得税の青色申告決算書の作成や消費税等の申告書の書き方などについて、説明会を開催します。
▶持ち物=筆記具
※会場では、年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙を配付します

説明会日程

日 時	説明事項	会 場
12月6日(火)	10時～11時	東金市中央公民館
	11時～12時	
12月7日(水)	10時～11時	山武市役所3階大会議室
	11時～12時	

問東金税務署 ☎(52)3121

後期高齢者医療制度・国民健康保険制度の葬祭費

後期高齢者医療制度・国民健康保険制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行った喪主の方へ葬祭費として5万円が支給されます。支給には、

住民課で手続きが必要です。
▼手続きに必要なもの
・亡くなられた方の被保険者証
・喪主の方が確認できる書類

（会葬礼状・葬儀の領収書等）
・喪主の方の口座番号が分かるもの
・喪主の方の印鑑
・申請者・代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）

問 住民課国保年金班
(70)0334

被災納税者のための相談会

東日本大震災により、住宅や家財などに被害を受けた方は、特例により平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができます。また、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付が受けられる場合があります。

東日本大震災により被害を受けた方(個人)を対象とした相談会を実施しますので、ご利用ください(別表)。
※書類等がなくても相談はできます

短期被保険者証をお持ちの方は国民健康保険税の納付・相談を

町国民健康保険では、通常は有効期間が1年の被保険者証(保険証)を発行しています。納付期限を過ぎた国民健康保険税に未納があると、有効期間が短い「短期被保険者証」が交付されます。医療機関では、通常の保険証と同様に、1/3割の窓口負担で受診できますが、有効期間が切れるごとに、住民課または白里出

張所で保険証の更新をする必要があります。
保険証の有効期限が切れたまま医療機関等に行くと、医療費を一旦全額支払わなければならない場合がありますので、いざというときのために、忘れずに手続きしましょう。

ねんきんナビ

国民年金保険料の納付に関する案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている方等に対する「電話やお手紙、戸別訪問等による納付案内や保険料の免除等申請案内などの収納業務」について、民間委託(市場化テスト)を実施しています。

これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来国で行ってきた事業に民間事業者が参入することにより、民間の創意工夫やノウハウの活用を図り、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。

▶委託期間=平成24年9月30日まで

▶委託事業者=(株)アイヴィジット

☎0120(927)866

※民間委託について詳しい内容は、日本年金機構ホームページ(URL:<http://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください

問千葉年金事務所

☎043(242)6328

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～在宅介護支援センターの活動から～

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの相談窓口として、町から委託を受けて活動しています。

在宅介護支援センターが関わる、独居や高齢世帯のほとんどは何も問題なく生活されています。しかし、何か困ったことが起きた時、支えてくれるのは家族です。

役場も在宅介護支援センターも介護保険の事業所も、出来る限りの支援をします。しかし、どう生きるか、そのためにどうするかを最終的に決め、法的手続きを進めるのは本人です。そして、何らかの事情で本人にそれが難しい時は、代行するのは家族です。離れていても、家族はルーツであり、生きてきた基礎です。近くの友達だけでなく、遠くの親戚や家族も、いま一度大切に思ってみてはいかがでしょうか。

今回は、在宅介護支援センターが関わった事例の中で、家族のおかげで解決に至ったものをご紹介します。

・事例① 息子さんが長期入院となってしまった女性がいます。女性は、認知症に体調悪化が重なり、自宅での生活は難しくなりました。そんな時、県内に住むお孫さんが新生児を抱えながらも事務手続きを進めてくださり、無事、施設に

入ることができました。

・事例② 夫が転倒から寝たきりになり、認知症の妻との在宅は難しくなっていました。この時、県内に住む娘さんが、自営業の合間をぬって、介護保険等の契約を進めてくださいました。

・事例③ 独居の男性の体調が悪化し、公的サービスの利用を勧めましたが、ご本人は拒否。この時は、他県に住む妹さんが、ご自身も要介護者を抱えながら、サービスを使うよう後押しして下さり、契約・利用に至りました。

在宅介護支援センターは、地域と高齢者をつなぐ窓口として、日常生活に関するさまざまなご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

問地域包括支援センター

☎(70)0439 FAX(70)1093

在宅介護支援センターおおあみ緑の里

☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街

☎(70)1666